

議 案 名	富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、改正を行うものです。
制 定 内 容	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う文言整理及びその他必要な文言整理を行うものです。 (1) 第2条の3第2号中「第65条第1項及び第2項」を「第65条第1項又は第2項」に改める (2) 第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める (3) 第10条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える
施 行 日	令和7年4月1日

富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2条の4 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2条の4 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>

